

# おもてなしのやまなしきの観光振興条例の概要



## 【目的(第1条)】

- ・活力に満ちた地域社会の実現
- ・山梨県の経済の発展

観光産業が本県の  
基幹的な産業として発展

## 観光振興

- 旅行者がやすらぎと感動を覚え
- 再び訪れたいたいと思う
- 魅力ある地域づくり

## 県民総参加によるおもてなし

(おもてなしの定義)  
旅行者の立場に立ち、温かな心配りや良好な景  
観の形成、安全性・快適性・利便性の確保、地域  
の特産物の活用、歴史・文化的資産などの保存  
や活用によって、旅行者をもてなすことです。

## 【基本理念(第3条)】

### ■観光振興には「おもてなし」が重要

観光の振興は、県民等が地域に対する理解と関心を深め、誇りと愛着を持ち、おもてなしを実践す  
ることが重要であるという認識をもつて推進します。

### ■観光振興は、県民総参加により推進

観光の振興は、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が相互に連携を図りながら協力し  
て推進します。

### ■観光振興は、県経済の発展のために重要な 観光の振興は、多様な産業が関連するものであり、県経済の発展のために重要であるという認識 をもつて推進します。

### ■持続的な観光の 振興の実現

観光の振興は、持続的な  
観光の振興の実現のため  
に、良好な自然環境、景観、  
文化的資産等の保存・保全  
が重要であるという認識を  
もつて推進します。

### ■人材の育成

観光の振興は、人材の育  
成が重要であるという認  
識をもつて推進します。

## 施策の総合的・ 計画的な推進

### ① おもてなしの推進

○おもてなしを推進するための施策を行います。  
◆県民が地域についての理解と関心を深める  
ため、地域の知識の習得や新たな魅力の発  
見の機会の提供  
◆観光従事者の接遇の向上を図るための研修  
等の機会の提供  
◆良好な景観の保全、創出  
◆施設整備・管理、二次交通の充実等による安  
全性・利便性・快適性の確保  
◆特産物の附加価値の創出、活用  
◆文化財等の保存及び活用

○県民総参加によるおもてなしに取り組む気運  
が醸成されるよう、表彰等の事業を行います。  
○「おもてなし推進週間」を設けます。(2月1日～  
7日)

### 【観光振興のための施策の方針(第9条～第12条)】

### ② 多様な観光の推進

○新たな観光の分野の開拓を図るために施策を行います。  
◆旅行者の需要の情報収集  
◆自然体験活動、農林業、工業等の体験活動  
を目的とする旅行、県民等による地域の特  
性を生かし企画した旅行等の多様な形態の  
旅行の創出、普及等  
◆都市農村交流、二地域居住等の促進

### ③ 外国人旅行者の来訪の促進

○国外からの旅行者の受入れ体制を確保するた  
めの施策を行います。  
○国際交流を促進するための施策を行います。  
○「広報宣伝及び情報提供

○インターネット等多様な媒体を活用した広報  
宣伝のための施策を行います。

○旅行者への情報提供のための施策を行いま  
す。

### 【それぞれの責務と役割(第4条～第8条)】

#### ■国等との連携

・国、他の都道府県、その他の  
関係機関、教育機関と  
の連携に努めます。

#### ■観光関係団体の役割

・農林水産業やその他の産業の事業者との連携を図りながら旅行者の  
来訪を促進することにより、魅力ある観光地づくりに主体的に取り組  
むよう努めます。  
・県や市町村と連携を図り、観光振興の施策に協力するよう努めます。

#### ■観光事業者の役割

・旅行者に対する良質なサービスの提供や魅力ある  
観光地づくりに主体的に取り組むよう努めます。  
・県や市町村と連携を図り、観光振興の施策に協力  
するよう努めます。

#### ■県民の役割

・おもてなしの重要性に対する理解を深め、おも  
てなしの推進に努めます。  
・地域の観光振興に関する取組に協力するよう努  
めます。

#### ■県の責務

・観光振興施策を総合的に策定、実施します。  
・県民、観光事業者、観光関係団体に対し、相互連  
携の推進、情報提供、啓発活動その他の必要な支  
援に努めます。  
・市町村との連携を図り、市町村に必要な支援や広  
域的な見地からの調整に努めます。